



令和7年7月31日

午後5時

令和7年一関市高温・渇水対策本部を設置しました

本日、高温および渇水による市民生活や経済活動への影響に対し、速やかな対応を図るため、令和7年一関市高温・渇水対策本部を設置しましたのでお知らせします。

1 設置目的

令和7年の高温および少雨による熱中症、水不足、農作物への被害などに伴う市民生活や経済活動への影響に対し、各部などが連携し、迅速かつ的確な対策を講じること

2 設置期間 7月31日（木）から当分の間

3 組織など 別紙設置要領のとおり

4 市長コメント

全国的な高温や少雨による水不足によって、市民の日常生活や事業活動に重大な影響を及ぼしかねない状況となっており、速やかな対応を図るため、本日（7月31日）、令和7年一関市高温・渇水対策本部を設置いたしました。

市民の皆様におかれましては、連日の猛暑により体調を崩されたり、また、水不足による事業活動への影響を懸念されているものと存じます。

市では、関係機関との連携を密にしながら、情報収集と状況把握を行い、市民の皆様の安全・安心を確保してまいります。

5 第1回会議の開催

(1) 日時 8月4日（月）午前10時10分～10時40分（会議冒頭のみ公開）

(2) 場所 市役所本庁3階 特別会議室

(3) 内容 (1) 令和7年一関市高温・渇水対策本部の設置について

(2) 各分野における高温および渇水による影響と今後の対応について

問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

市長公室次長兼政策企画課長 飯村

電話：(0191)21-8633 (ダイヤルイン) FAX：(0191)21-2164

メールアドレス：seisaku@city.ichinoseki.iwate.jp

令和7年一関市高温・渇水対策本部設置要領

(設置)

第1 令和7年の高温及び少雨による熱中症、水不足、農作物への被害等に伴う市民生活及び経済活動への影響に対し、各部等が連携し迅速かつ的確な対策を講じるため、令和7年一関市高温・渇水対策本部（以下「対策本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 状況の把握に関すること。
- (2) 対策の検討に関すること。
- (3) 市民等への注意喚起及び情報提供の取りまとめに関すること。
- (4) 国、県等の関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他、高温・渇水対策に関すること。

(組織)

第3 対策本部は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 別表に掲げる職員

2 対策本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

4 本部長は必要に応じ、関係部署の職員の出席を求めることができる。

(廃止)

第4 対策本部は、第1に掲げる高温・渇水が解消されたと本部長が認めるときに廃止するものとする。

(庶務)

第5 本部の庶務は、市長公室で処理する。

(補足)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月31日から施行する。

別表（第3関係）

市長公室長 市長公室統括監 総務部長 まちづくり推進部長 市民環境部長 健康こ
ども部長 福祉部長 商工労働部長 農林部長 農林部参事 建設部長 建設部参事
上下水道部長 花泉支所長 大東支所長 千厩支所長 東山支所長 室根支所長 川崎
支所長 藤沢支所長 会計管理者 消防本部消防長 議会事務局長 監査委員事務局長
農業委員会事務局長 教育委員会事務局教育次長 その他本部長が必要に応じて指名す
る職員